

(公 印 省 略)

分医発第2971号
令和7年11月25日

各 郡市等医師会長 殿

大分県医師会長 河 野 幸 治

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る請求について

今般、厚労省より各都道府県宛に標記事務連絡が発出された旨、県健康政策・感染症対策課長から別紙のとおり連絡が参りましたので、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会会員への周知方ご高配のほどお願い申し上げます。

(公印省略)

健政 第 1371 号
令和7年11月21日

大分県医師会長 殿

大分県福祉保健部健康政策・感染症対策課長

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る請求について(依頼)

平素から、本県の感染症対策の推進について、多大な御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、医療機関等からの請求に対する公費支援を実施するために必要な予算を厚生労働省において確保したため、令和7年12月請求分より、医療機関等からの再審査請求を含めた全ての請求を受け付けていただくよう厚労省から審査支払機関に対して依頼したところです。

つきましては、別添「令和7年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)実施要綱」に示す新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等にかかる請求について未請求分がありましたら令和8年1月までに請求を行うよう貴会会員へ周知をお願いいたします。

【連絡先】

感染症対策班 井上
電話:097-506-2793

感 発 1114 第 1 号
令和 7 年 11 月 14 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
(公 印 省 略)

令和 7 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について

標記については、別紙「令和 7 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」を定め、令和 7 年 11 月 14 日から適用することとしたので通知する。

別紙

令和7年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱

1 目的

新型コロナウイルス感染症への対応として必要となった新型コロナウイルス感染症患者等に対する公費支援について、都道府県の取組を支援することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。

3 対象事業

（1）事業内容

ア．宿泊療養又は自宅療養中における公費負担医療への支援

令和2年4月1日から令和5年5月7日までの間に、新型コロナウイルス感染症患者等であって、症状がない又は医学的に症状が軽い方が、宿泊療養又は自宅療養中に医療機関、薬局及び指定訪問看護事業者（以下「医療機関等」という。）を受診（往診、訪問診療等を含む。）した新型コロナウイルス感染症に係る医療のうち、保険給付後のなお残る自己負担額に対する公費支援を行う。

イ．新型コロナウイルス感染症治療における治療薬の費用

令和5年5月8日から令和6年3月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症患者の入院・外来における治療に要した治療薬（※1）の費用について、公費支援（※2）を行う。

※1 公費支援の対象となる治療薬は、経口薬「ラゲブリオ」、「パキロビッド」、「ゾコーバ」、点滴薬「ベクルリー」、中和抗体薬「ゼビュディ」、「ロナプリーブ」、「エバシエルド」。

※2 令和5年5月8日から令和5年9月30日までの間は全額を公費支援、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間は一定の自己負担を求めた上で公費支援を実施。

ウ．新型コロナウイルス感染症治療のための入院に要する支援

令和5年5月1日から令和5年5月7日までの間に、新型コロナウイルス感染症患者が当該感染症に係る治療のために入院した場合における入院医療費のうち、保険給付後のなお残る自己負担額に対する公費支援を行う。

また、令和5年5月8日から令和6年3月31日までの間に、新型コロナウイルス感染症患者が当該感染症に係る治療のために入院した場合における、高額療養費制度の自己負担限度額から一定額を減額（※3）した場合の費用に対す

る公費支援を行う。

※3 令和5年5月8日から令和5年9月30日までの間は高額療養費制度の自己負担限度額から原則2万円の減額措置、令和5年10月1日から令和6年3月31日までの間は高額療養費制度の自己負担限度額から原則1万円の減額措置を実施。

(2) 留意事項

ア 3 (1) アについては、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供について」(令和2年4月30日健感発0430第3号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)等に基づき実施されたものであること。

イ 3 (1) イ及びウについては、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」(令和5年3月17日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡。令和5年5月16日最終改正)及び「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」(令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡。令和5年9月28日最終改正)に基づき実施されたものであること。

4 経費の負担

この実施要綱に基づき実施する事業については、厚生労働大臣が別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助を行うものとする。

5 その他の留意事項

この事業の実施に必要な事項であって、この実施要綱に定めのない事項については、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課と協議の上、決定する。

事 務 連 絡
令和 7 年 11 月 14 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援に係る取扱いについて（依頼）

平素より、感染症対策等にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）（以下「交付金」という。）による新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援については、「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る取扱いについて」（令和 7 年 5 月 21 日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）において、令和 7 年 4 月請求分までの請求に係る再審査請求に対する公費支援の取扱いについて整理すること、当該取扱いが整理されるまでの間、社会保険診療報酬支払基金及び公益社団法人国民健康保険中央会（以下「審査支払機関」という。）において医療機関及び薬局（以下「医療機関等」という。）からの再審査請求を含めた全ての請求を返戻又は保留することをお示ししていたところ

です。
今般、下記のとおり、今後の公費支援の取扱いについて整理しましたので、各都道府県におかれましては、公費支援の実施に向けて必要な対応をお願いするとともに、管内医療機関等に対しその旨を周知いただくようよろしくお願いいたします。

記

1. 令和 7 年 12 月請求分以降の請求について

法別番号「28」のうち、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供に係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載等について」（令和 2 年 4 月 30 日保医発 0430 第 4 号厚生労働省保険局医療課長通知）及び「新型コロナウイルス感染症の令和 5

年10月以降の公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」（令和5年9月28日保医発0928第1号厚生労働省保険局医療課長通知、令和5年11月7日最終改正）による公費負担者番号に係る請求については、現在、審査支払機関において全ての請求を返戻又は保留いただいているところですが、今般、医療機関等からの請求に対する公費支援を実施するために必要な予算を厚生労働省において確保したため、令和7年12月請求分より、医療機関等からの再審査請求を含めた全ての請求を受け付けていただくよう、「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援の実施について（依頼）」（令和7年11月14日社会保険診療報酬支払基金及び公益社団法人国民健康保険中央会宛て厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）により審査支払機関に対して依頼したところです。

各都道府県におかれましては、「令和7年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の交付について」（令和7年11月14日厚生労働省発感1114第7号厚生労働事務次官通知）及び「令和7年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」（令和7年11月14日感発1114第1号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知）に基づき、審査支払機関からの公費支援分の請求についてご対応いただくようお願いいたします。

なお、令和8年2月請求分までが対象となりますので、未請求の医療機関等に対して早急に請求を行うよう周知をお願いします。

2. 令和7年度への事故繰越予算の活用について

「新型コロナウイルス感染症患者等に係る公費支援の対応終了について」（令和7年3月31日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）により、令和7年2月10日までにやむを得ず審査支払機関への請求が間に合わなかった場合の措置として、令和7年5月末までを事業完了予定期日として各都道府県において交付金の事故繰越による対応を行い、「令和5年度（令和7年度への繰越分）新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）に係る事業完了予定期日の変更に関する指示書」（令和7年5月30日厚生労働省発医政0530第11号・厚生労働省発感0530第10号・厚生労働省発医薬0530第75号）により、事業完了予定期日を令和8年3月末まで延長することを承認したところです。事故繰越予算については、令和8年度への更なる繰越を行うことができませんので、事故繰越の対象のうち未請求の医療機関等がある場合は、本年度中に請求を行うよう改めて周知いただくようお願いいたします。

また、事故繰越に当たっては、各都道府県と財務局の間で、事故繰越の対象となる医療機関等や所要額を個別に協議した上で財務局から承認を受けて

いるものと承知しております。そのため、事故繰越対象の医療機関等からの請求については事故繰越予算から支出いただく必要があり、今回新たに措置した予算から支出することは認められないため、予算の執行に際してご留意いただくようお願いいたします。